

備品等の使用料金表

令和2年10月1日現在

設備名		単位	使用料	摘要
舞台関係	所作台	1式	7,000	
	花道所作台	1式	3,000	
	平台	1枚	100	組み立て費別
	松羽目	1式	1,000	
	箱馬	1個	50	
	人形立	1台	50	
	演台(大ホール)	1式	700	(花台付き)
	演台(イベントホール)	1式	400	
	司会者台	1台	300	
	舞台用長机	1台	100	
	舞台用椅子	1台	50	
	プログラムスタンド	1台	100	
	開き足	1個	100	
	毛せん	1枚	200	
	上敷	1枚	100	
	高座用座布団	1枚	100	
	長座布団	1枚	100	
	地がすり	1枚	1,000	
	しゃ幕	1枚	1,000	
	能舞台	1式	15,000	組み立て費別
	スクリーン(大ホール)	1式	2,000	
	スクリーン(イベントホール)	1式	1,000	
	バレエ用シート	1式	2,500	
	金屏風(大)	1双	1,000	
	金屏風(小)	1双	500	
	指揮者台	1式	300	
	指揮台指揮者譜面台	1台	100	
	演奏者用譜面台	1台	50	
	譜面灯	1台	50	
	コントラバス用椅子	1台	100	
	音響反射板	1式	5,000	
	バトン	1本	100	
オーケストラピット	1式	3,000	客席移動経費別	
大ホール客席レイアウト変更	1式	5,000	客席移動経費別	
照明設備	ポーターライト	1列	1,100	
	フットライト	1式	500	
	ローアホリゾントライト	1式	1,500	
	アッパホリゾントライト	1式	2,500	
	ライトタワー	1対	1,000	
	センターピンスポットライト	1台	2,000	(大ホール)
	センターピンスポットライト	1台	1,500	(イベントホール)
	スポットライト 1.5kw	1台	250	
	スポットライト 1kw	1台	200	
	スポットライト 750w	1台	300	
	スポットライト 500w	1台	150	
	スポットライト L-PAR7	1台	200	
	LED スポットライト	1台	200	
	エフェクトマシーン	1台	500	

	ミラーボール	1台	500	
	ライトスタンド	1台	100	
	ゼラチンペーパー	1枚	100	
	オーバーヘッドライト	1台	900	
	持込機材	1台	150	1kwにつき
音響設備	音声拡声装置(大ホール)	1式	3,000	
	音声拡声装置(イベントホール)	1式	1,500	
	SS/CD レコーダー	1台	1,000	
	SD/SDHC/USB/CD プレイヤー	1台	600	
	カセットデッキ	1台	600	
	MD プレイヤー	1台	600	
	ステージサイドスピーカー	1式	1,000	
	はね返しスピーカー	1式	1,000	
	ウォールスピーカー	1式	1,000	
	ワイヤレスハンド型マイクロフォン	1本	1,000	(大ホール・イベントホール)
	ワイヤレスタイピン型マイクロフォン	1本	800	(大ホール・イベントホール)
	ワイヤレスヘッドセット型マイクロフォン	1本	800	(大ホール・イベントホール)
	コンデンサーマイクロフォン	1本	800	
	ダイナミックマイクロフォン	1本	600	
	ワイヤレスマイクロフォン	1組	600	(その他施設用)
	録音装置(マイク別)	1式	500	
	マイクロフォンスタンド	1本	100	
	マイクブームスタンド	1本	100	
	ブルーレイディスクレコーダー	1台	1,000	
	PA持込料(電源代別)	1式	3,000	
持込機材	1台	150	1kwにつき	
その他	プロジェクター(大ホール)	1台	4,000	
	プロジェクター(イベントホール)	1台	2,000	
	可搬型スクリーン(300インチ)	1台	1,000	
	フルコンサートピアノ(外国産)	1台	6,000	調律費別
	フルコンサートピアノ(国産)	1台	3,000	調律費別
	セミコンサートピアノ(国産)	1台	1,000	調律費別
	アップライトピアノ(国産)	1台	800	調律費別
	電子ピアノ	1台	500	
	スタジオアンプセット	1式	1,500	
	シンセサイザー	1台	500	スピーカー付き
	ベースアンプ	1台	300	
	ギターアンプ	1台	200	
	ドラムセット	1台	300	
	持込機材	1台	150	1kwにつき
	展示パネル	1台	100	
	展示用フック	1個	50	
営利用	長机	1台	300	
	椅子	1脚	150	
	展示パネル	1枚	300	

※表記されている使用料は消費税抜きの金額です。お支払いは消費税 10%を乗じて得た額を申し受けます。この場合において、10 円未満の端数が生じたときは、この端数金額を切り捨てた額とします。